

みなし決議に関する理事会議事要旨

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

- (1) 2020年度 事業計画書 収支予算書 資金調達及び設備投資の見込みについて
- (2) 2025年海外公演準備積立資産の保有について
- (3) 「公益財団法人東京都交響楽団契約楽員就業規則」等の改正について
- (4) 上記の提案による理事会の決議があったものとみなされる日は、令和2年3月30日とする。

2 1の事項を提案した者の氏名

代表理事 近藤 誠一

3 理事会決議があったものとみなされた日

令和2年3月30日

上記のとおり、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する第96条及び定款第30条第2項の規定により、理事会の決議があったものとみなす。